

令和元年6月21日

公益財団法人 福岡県農業振興推進機構  
理事長 渡邊 大起 様

福岡県農地中間管理事業評価委員会  
委員長 磯田 宏

平成30年度農地中間管理事業に係る評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、評価委員会として下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 評価の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 2 評価委員名 磯田 宏、花田一美、白石哲也
- 3 評価意見書 別紙のとおり

以上

## 平成 30 年度農地中間管理事業に係る評価意見書

### 1. 事業の実施状況について

平成 30 年度の貸付実績は 478ha と昨年度に引き続き、目標 1,500ha を下回った（達成率 31.9%）。

これは、①農地集積協力金の単価が引き下げられ、出し手に働くインセンティブが弱くなったこと、②条件の良い農地が先行して集積された結果、受け手が借りにくくなっていること、③これまで集落営農組織の法人化に伴って貸付実績が伸長した背景があり、大型の集落営農組織の法人化がほぼ終息したことなどが要因と思われる。

一方、新たに 1 市町が事業に取り組むとともに、貸付実績に合わせて担い手への農地集積面積も増加していることから、県の農業振興に対しては、一定程度貢献していると思われる。

しかしながら、平成 30 年度までの累積目標 7,500ha に対し、貸付実績累計は 5,632ha（達成率 75.1%）に止まっていることから、今後は、これまで以上に農地バンク機能を発揮し、事業推進することが求められる。

については、法人化された集落営農組織に対する推進に加え、「令和元年度農地中間管理事業の推進方針」にも掲げている各市町村における重点地区、基盤整備地区を対象とし、更なる推進を図るとともに、集積の進んでいない地域・市町村に対する働きかけを強化する必要がある。

### 2. 事業の推進体制について

本部職員を朝倉市災害復旧対応等で 1 名増員し、各農林事務所に配置した地域推進員が、積極的に地域に足を運び、集落営農組織の法人化、簡易な基盤整備に関する話し合い等に出席するなど、地道な活動が行われていることは評価できる。

また、本部職員も事務処理体制を充実させたことにより、契約事務、賃料の徴収、支払事務など円滑に処理できている。

### 3. 関係機関等との連携について

農地集積面積の拡大を図っていくためには、県・市町村・農業委員会・JA等の関係機関、団体と連携が不可欠であり、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する研修会を 29 市町村で開催した。更に 5 市町において、連携モデルを設定し、担い手への農地集積を目的に借受農地管理等事業活用による遊休農地の解消に取り組んだ。また、全 JA に事業推進を図り、役職員と意見交換を行い連携に取り組んでいる。

今後は、人・農地プランの実質化に向け、機構法改正で位置づけられた農業委員・農地利用最適化推進委員との連携を更に強化し、農地利用の最適化に効率的に取り組む必要がある。

また、農地中間管理事業の目標を達成するためには、農地の出し手、借り手農家の要望に応じた個別の具体的な対応策を講じ、関係機関との連携をさらに強化する必要がある。

#### 4. 農地の出し手の掘り起こしについて

出し手の情報を多く保有する担い手に対する掘り起こしの働きかけ、並びに市町村・JAの広報紙への機構事業のPRなどにより出し手の掘り起こしを実施している。

については、機構法改正に伴う人・農地プランの実質化に向けた話し合いを活用し、公的機関が介在して農地を賃貸借する制度であることを、再度パンフレットやホームページ及びメディアを活用し周知を図り、制度に対する理解を得ることが必要である。

#### 5. 農地の受け手の掘り起こしについて

担い手農業者との意見交換会を開催し、事業の周知や意見、要望を聴取するとともに、市町村・JAの広報紙に事業のPRを掲載。また、農地の集約については、2市において圃場図を作成し、土地利用調整や集約に向けた検討を図るなど受け手の掘り起こしに努力している。

しかし、地域によっては、まだPRが必要と考える担い手が存在する状況があるので、引き続き担い手との意見交換会を活発に開催し、更なる制度の周知を図る必要がある。

また、法人化した集落営農型経営体の中には、役員の高齢化等により経営継続が困難となりつつある法人も見られることから、担い手への集積が後退しないよう、持続性のある法人経営の確立に向け、関係機関と連携し、普及指導センター、JA等による運営支援を働きかける必要がある。

個別規模拡大経営体に対しては、農地集積だけでなく集約が経営効率化に繋がることから、そうした集約のニーズを圃場図の活用や担い手組織との情報交換等を通じて掘り起こしていくこと、及びそれに必要な支援策の検討も必要であり、個別の取り組みを進め、優良事例として、他地域への普及を図る。

#### 6. 総括（各種関連事業と連携した集積促進を含む）

本年度の機構貸付実績が前年度実績 1,047ha、本年度目標 1,500ha に対して、いずれも大きく下回ったことの要因ならびに今後の具体的取組策については、事業報告書等ならびに本評価意見書で触れられてきたところであるが、この大きな落ち込みから反転、新たな局面への打開を図るためには、全体として戦略的な方針の樹立が求められる。

方向性を以下に示す。

○水田地帯にあっては、何よりも地域の担い手の賦存状況に応じた方針の樹立が求められる。

(1) 農地集積を集落営農型経営体が牽引している地域

①集落営農型経営体が法人化を達成している地域

農地集積において中間管理事業の利用も進んだので、更なる活用を推進するとともに今後は農地の集約が必要。

②法人化を達成できていない地域

利用が低位にとどまっており、まずは法人化をいかに進めるかが重要課題。

(2) 個別規模拡大経営体が牽引している地域

個別規模拡大経営体において農地の集約ならびに一体化（畦抜き・均平化等の簡易な耕作条件改善を含む）のニーズは確実に存在するものの、実質的に地権者の同意が必要になることや協力金の誘導力が弱いことなどから、農地中間管理事業の利用は低位にとどまっている。

したがって地域の規模拡大経営体同士の同意や地権者の実質的同意を得る具体的な推進方策と、場合によっては自治体固有の支援対策が求められる。

(3) 牽引する経営体がいまだに存在していない地域

農地中間管理事業で集積対象となる担い手の育成が急務であるから、文字どおり人・農地プランの早急な「実質化」がもっとも求められる。

担い手は、農地の集約だけではなく、基盤整備による農地の質的な改良により生産性や収益性が向上することを期待しているので、関係機関と連携し、基盤整備に関する対応を適切に行う必要がある。

○水田地帯以外、特に樹園地地帯

果樹経営支援対策事業等による樹園地改造・改植のニーズは多く、活用は進みつつある。この事業で農地中間管理事業を介した担い手への園地集積に結びつけるための推進方策や支援が求められる。

以上のような担い手賦存状況の類型差に対応した、農地中間管理事業の活用とそれを通じた担い手の育成強化の戦略的方針を、県の「農地中間管理事業の推進方針」を踏まえながら、県、中間管理機構、ならびに農業委員会、土地改良団体、農業協同組合等が一体的に樹立し、またそれを推進していく上で国の支援策だけでは不十分な場合の補完的支援策の投入も必要になっていると思われる。